



® 平成 30 年 3 月 7 日 (水)

No. 14642 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財の最新動向 第6回

中国の不正競争防止法の2017年改正と知財実務への影響(1)

中国知財の最新動向 第6回

中国の不正競争防止法の2017年改正と 知財実務への影響

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

2017年11月4日、全国人民代表大会常務委員会は、改正「不正競争防止法」(中国語では「反不正当竞争法」)を採択し、同日公布した²。これは、1993年9月に公布された不正競争防止法に対する初めての改正である。中国では、過去20年以上の経済発展の過程において、新たな業態やビジネスモデルが絶え間なく現れ、特に現在のインターネット時代におい

ては、従来の法律では現実のニーズを満たすことができなくなっている。実際、インターネット分野において競争秩序の混乱が生じ、不正競争であることが明らかな行為も出現しており、従来の法律では対応することができなくなってきたため、行政機関の法律執行及び法院の裁判紛争において対処しなければならない課題となっていた。

以上のような背景の下、改正「不正競争防止法」



知的財産ビジネス支援の専門職集団
特許業務法人
太陽国際特許事務所

所長・弁理士・博士(工学) 中島 淳

【機械建築担当弁理士】
福田 浩志(副所長)
武江 史郎
堀江 鶴
坂手 英
針間 博成
田中 淳子
永高 元男
河野 浩
内田 明
中江 敬
江口 和
御橋 敏
上野 正
片倉 孝
本村 直樹

加藤 雅嗣
大塚 映美
横山 達也
山田 秀行
佐伯 理
石田 幸
三島 好美
長谷川 美濃
黒田 久
北谷 間
中島 治
宮野 治
村中 子
佐野 紀
野村 佳
鈴村 奈
福井 季
尾崎 大
中野 松
野村 崎
村中 明
佐野 和
野村 幸
鈴村 彦
福井 仁
尾崎 愛
中野 将
野村 晴
鈴村 崇

【電気電子担当弁理士】
加藤 和詳(副所長)
大塚 尚幸
横山 好美
山田 美濃
佐伯 久
石田 治
三島 子
長谷川 真
黒田 奈
北谷 季
中島 大
宮野 松
村中 崎
野村 明
佐野 和
野村 幸
鈴村 彦
福井 仁
尾崎 愛
中野 将
野村 晴
鈴村 崇

【化学材料担当弁理士】
西元 勝一
上條 紀子
下田 由紀
世津 美
田中 貴
小林 修
設楽 崇
西山 貴
早瀬 貴
前野 貴
嶋村 貴
有村 貴
上原 貴
前田 貴
宮崎 貴

【バイオ医薬担当弁理士】
山極 美穂
渡邊 裕子
中川 裕子
村尾 裕子
桐岡 優子
宮澤 優子
長崎 優子
森井 優子

【米国特許弁護士】
シェルドン・モス
チャド・ヘリング
【中国弁理士】
董 成
崔 昭哲
【韓国弁理士】
金 駿河
【弁護士】
中野 浩和

¹特定侵害訴訟代理業務付託

東京本部: 〒160-0022 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
電話 (03) 3357-5171 (代表) ファクシミリ (03) 3357-5180 (代表)
<http://www.taiyo-nk.co.jp> 相談・連絡用E-mail: info@taiyo-nk.co.jp
横浜ランチ: 横浜市 USオフィス: 米国バーヂニア州

(以下「改正法」という)が2018年1月1日から施行された。

ちなみに、改正前の不正競争防止法は全5章33か条であったのに対し、改正法は全5章32か条となっており、一見するとほぼ同じであるように見えるが、実は、修正が22か条、削除が11か条、追加が10か条となっており、かなり大幅に改正されたことが分かる。

そこで、以下では、改正法のポイントを紹介するとともに、その知的財産権実務に及ぼす影響について、解説したいと思う。

Ⅱ 改正法の主なポイント

改正法の主なポイントは、以下のとおりである。そのうち、知財実務との関係でとくに重要な事項は、「2 事業者が実施してはならない混同行為の調整」、「4 営業秘密侵害行為の明確化」、「5 ネットワークにおける不正競争行為の明文化」、「6 被疑不正競争行為に対する調査権限の強化」、「7 法定賠償の明文化」、「8 行政処罰の明確化・厳罰化」である。

1 不正競争防止法による規制範囲の明確化

改正法は、他の法律(商標法、独占禁止法、広告法等)と規制範囲が重複する行為に関する規定を削除した。例えば、改正前の不正競争防止法12条は、「事業者が商品を販売するときに、購入者の意思に反して商品を抱き合わせ販売し、又はその他の不合理な条件を付けてはならない。」と規定し、抱き合わせ販売を不正競争行為の一つとしていた。しかし、独占禁止法17条1項5号によると、市場支配的地位を有する事業者が、正当な理由なく、商品を抱き合わせ販売し、又はその他の不合理な条件を付けることが禁止されている。すると、独占禁止法では、「市場支配的地位を有する事業者」でなければ違法とはされない行為が、不正競争防止法では、主体の制限なしに違法行為とされるというアンバランスな状況が生じていた。改正法は、抱き合わせ販売に関する12条を削除したため、上記の問題は解決された。

また、改正法は、不正競争防止法の規制範囲を明確化し、混同行為(6条)、商業賄賂(7条)、虚偽宣伝(8条)、営業秘密侵害(9条)、懸賞付販売(10条)、信用毀損(11条)、ネットワークにおける不正競争行為(12条)を規制範囲とすることとした。

2 事業者が実施してはならない混同行為の調整

改正前の不正競争防止法5条2号は、「知名商品特有の名称、包装、装飾を許諾を得ずに使用し、又は知名商品に類似する名称、包装、装飾を使用し、他人の知名商品と混同させ、顧客にその知名商品と誤認させること」を不正競争行為としていた。これに対し、改正法6条1号は、「知名商品」という概念を使用せず、「他人の一定の影響のある商品の名称、包装、装飾等と同一の又は類似する標識を無断で使用する」という規定に改めた。①「知名」(有名)かどうかではなく、「一定の影響」があるかどうかを問題にしていること、及び②「名称、包装、装飾」に「等」という文言が追加されていることが注目される。これにより、今後、不正競争防止法の改正をしなくても、新たな社会経済の発展に応じて出現する不正競争行為の新たな形態に対しても、「等」に含まれるとして不正競争防止法を適用することを可能にするものといえる。

また、改正前の不正競争防止法5条3号は、「他人の企業名称又は姓名」との誤認を生じさせる行為を不正競争行為としていた。これに対し、改正法6条2号は、①「他人の一定の影響のある企業名称」には、略称、屋号等を含むこと、及び②「姓名」には、ペンネーム、アーティスト名、翻訳名等を含むこと等を明確化した。

さらに、改正法は、「他人の一定の影響のあるドメインネームの主要部分、ウェブサイト名称、ウェブページ等を無断で使用する」と(6条3号)、及び「他人の商品又は他人と特定の関係が存在すると誤認させるに足るその他の混同行為」(6条4号)も不正競争行為とする明文規定を置いた。

3 商業賄賂行為の明確化

中国では、公務員に対する利益供与だけでなく、企業の従業員のような非公務員に対する利益供与であっても、違法行為とされる。従来、商業賄賂行為の概念は不明確であったが、改正法は、商業賄賂の相手方を、「取引相手方の従業員」、「取引相手方の委託を受け、関連事務の処理に当たる単位³又は個人」、「職権又は影響力を利用することで、取引に影響を与える単位又は個人」というように限定列举して、明確化を図った(7条1項)。

また、事業者の従業員が賄賂を行った場合、原則として、事業者の行為として認定するものとし